

**坂町地球温暖化対策実行計画
〔第5期〕**

坂

町

目 次

1. 背景	
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
(4) 広島県及び坂町における取組	3
2. 基本的事項	
(1) 計画の目的	4
(2) 対象とする温室効果ガス	4
(3) 排出量の基準年度	4
(4) 計画の期間	5
(5) 計画の対象範囲	5
(6) 計画の位置付け	5
3. 温室効果ガスの排出状況	
(1) 温室効果ガス排出量の推移	6
(2) 施設別温室効果ガス排出量の状況（令和3年度）	7
(3) エネルギー種別温室効果ガス排出量の状況（令和3年度）	7
4. 温室効果ガスの総排出量に関する目標	
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標	8
5. 目標達成に向けた取組	
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1) 推進体制	12
(2) 点検・評価・見直し体制	12
(3) その他	12

1. 背景

(1) 気候変動の影響

近年、豪雨や猛暑など極端な気象が増加する傾向にあります。気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。坂町においても、平成30(2018)年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を受けました。

令和3(2021)年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27(2015)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32(2050)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32(2050)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2(2020)年10月、我が国は、令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、令和32(2050)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の

実現を目指すことを宣言しました。翌令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3（2021）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

令和3（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12(2030)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	部門別				
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%	
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.06	0.56	▲47%	▲27%	
HFC等4ガス（フロン類）	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
吸収源	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。				-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」 <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

令和3（2021）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12（2030）年度までに50%削減（平成25（2013）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を令和7（2025）年度までに95%、令和12（2030）年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「令和32（2050）年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元（2019）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和5（2023）年11月末時点においては1,000以上の地方公共団体が取り組んでおり、加速度的に増加しています。

（4）広島県及び坂町における取組

地球温暖化対策推進法第21条に基づき、都道府県及び市町村は、その事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画として「地球温暖化対策実行計画」を策定し、計画に基づく措置の実施の状況を公表していくことが義務付けられています。

広島県では、県の事務事業に起因するCO₂等削減計画として令和3（2021）年5月に第5期広島県地球温暖化対策実行計画を策定し、県の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの削減に取り組んでいます。また、令和12（2030）年度を目標年度とした、第3次広島県地球温暖化防止地域計画を令和3（2021）年3月に策定するとともに、令和32（2050）年温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指して「みんなで挑戦 未来につながる 2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」（ゼロカーボンシティ）を行い、継続的に温暖化防止に取り組んでいます。

坂町では、平成14（2002）年度から令和3（2021）年度の20か年にわたり、町の事務事業に伴う温室効果ガスの削減に向けて第1期～第4期実行計画を推進してきました。これまで、町有施設（町民交流センター・各小学校）への太陽光発電の設置を行い、町有施設への100%LED化を図っております。そしてこのたび、環境を取り巻く動向などを踏まえ、第5期実行計画を策定し、計画の推進を図ってまいります。

これから、よりよい環境を次世代へ残すためにも、まず町自らが率先して総合的かつ計画的な取り組みを実践するための地球温暖化対策に係る実行計画を策定し、その取り組みを庁舎の内外に明らかにすることによって、事業者、町民等の自主的かつ積極的な取り組みと行動を誘導していくことが必要です。

この計画に定める施策の実施へ向けて、まず職員自らが日常業務を再点検し、環境にやさしいライフスタイルの変革に努めていきます。

2. 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び第 2 項に基づき、坂町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け取り組むことを目的とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画において削減対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 3 項で定められた 7 種類の物質〔二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)〕のうち、排出量の多くを占め、坂町の事務及び事業に最も密接なつながりのある二酸化炭素のみとします。

なお、温室効果ガスの特徴等は次表のとおりです。

表 2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	特徴	主な用途、発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス	・石油、石炭、天然ガス等の化石燃料の燃焼 ・廃棄物等の物の燃焼
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温では気体。よく燃える。	・化石燃料、廃棄物等の燃焼 ・家畜の反芻、糞尿
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物 (例えば二酸化窒素) などのような害はない。	・化石燃料、廃棄物等の燃焼 ・家畜の糞尿 ・窒素系肥料の施肥 ・麻酔用笑気ガスの使用
HFC (19 種類)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。	・カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒 ・スプレー製品などの充填剤
PFC (9 種類)	水素もなく、炭素とフッ素だけからなるフロン。	・半導体のエッチングガス ・電子部品等の製品の洗浄
六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄とフッ素だけからなる。	・変圧器の電気絶縁ガス ・半導体のエッチングガス
三フッ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなる無機化合物。	・半導体の製造プロセス

(3) 排出量の基準年度

温室効果ガスの排出量の算出にあたっては、政府実行計画及び広島県地球温暖化対策実行計画に準じ、平成 25 (2013) 年度を基準年度とします。

(4) 計画の期間

計画の期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までとします。

(5) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、表3に掲げる町の公共施設の事務及び事業とします。

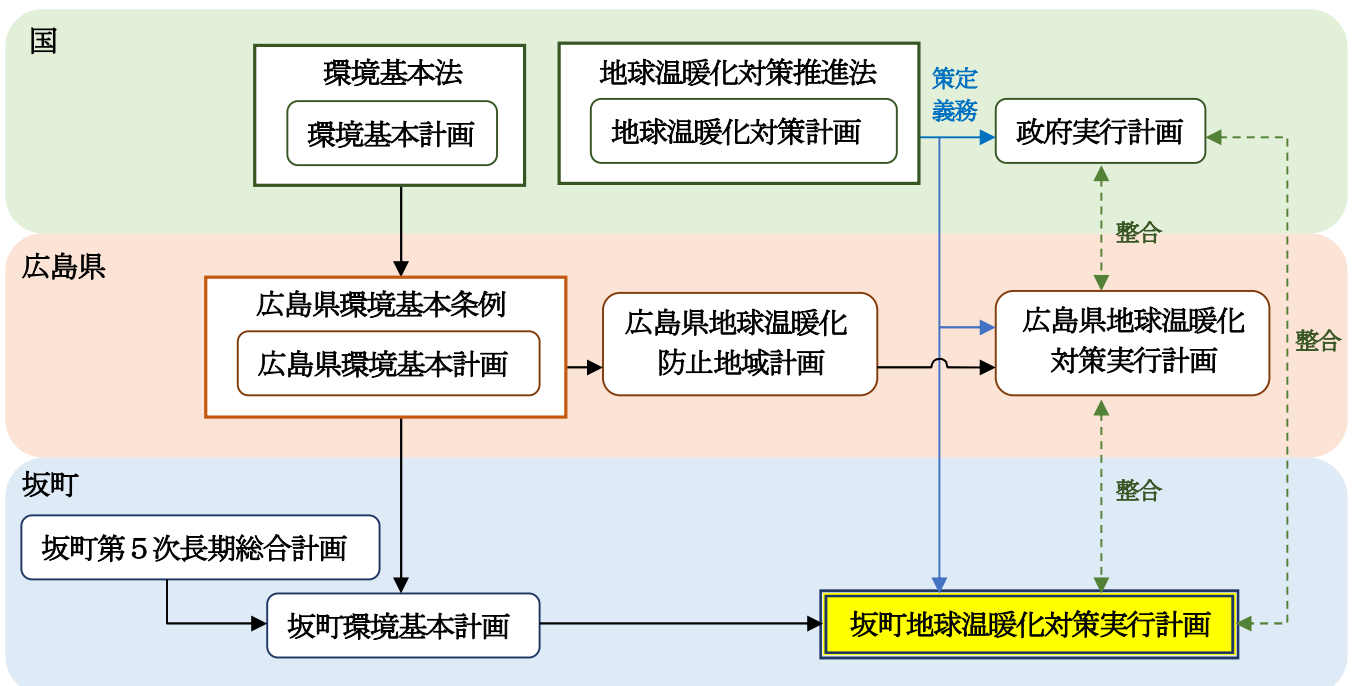
なお、外部への委託等により実施するものは計画の対象範囲ではありませんが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な排出抑制等の措置を講じるよう要請するものとします。

表3 実行計画の対象となる公共施設

施設名	施設名	施設名
役場庁舎	給食センター	坂ひまわり児童会用施設
町民ひろば	小屋浦ふれあいセンター	横浜ひかり児童会用施設
町民センター	横浜ふれあいセンター	小屋浦たんぽぽ児童会用施設
坂小学校	坂公民館	循環バス
横浜小学校	コミュニティホールさか	たいびエコセンター
小屋浦小学校	B&G海洋センター	坂町災害伝承ホール
坂中学校	サンスターホール	
保健センター	図書館	

(6) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

坂町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、基準年度である平成 25 (2013) 年度において、1,426 t-CO₂、直近年度の令和 3 (2021) 年度は、1,174 t-CO₂であり、現状で17.6%削減しています。

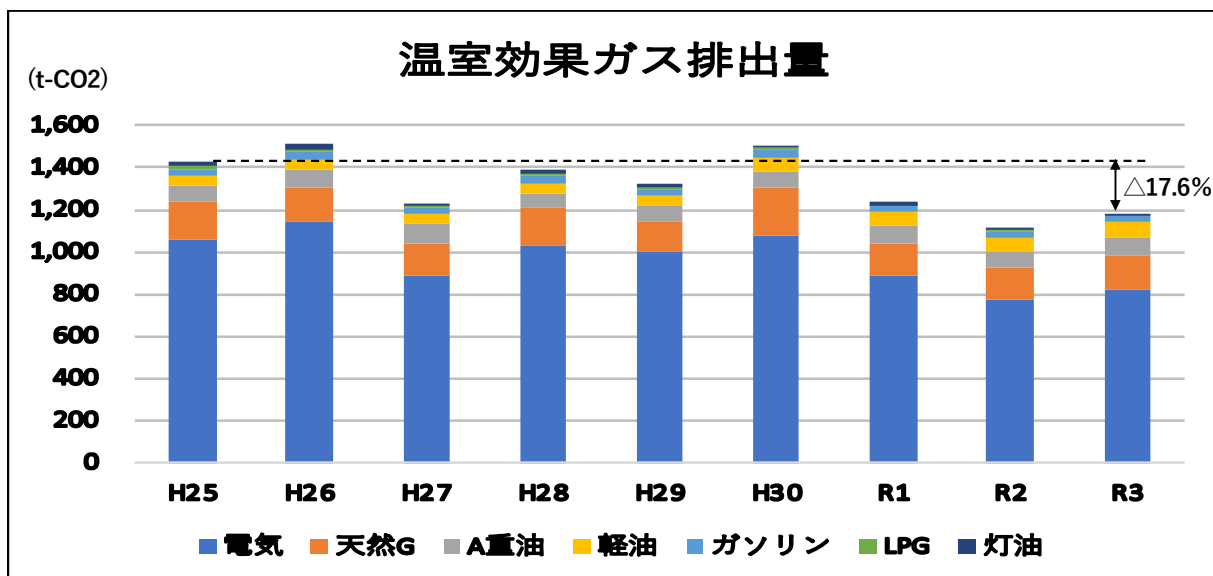
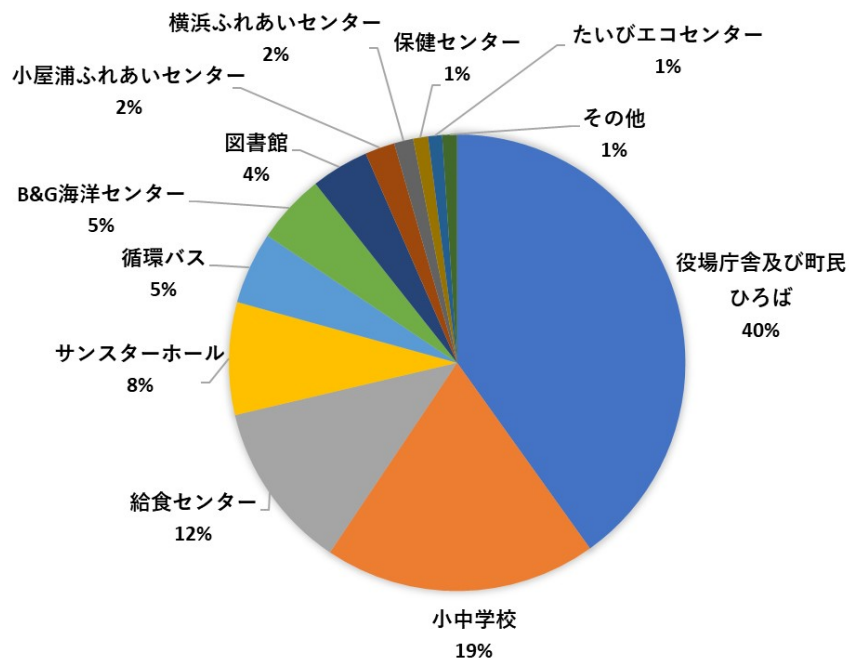


表 4 温室効果ガス排出量の状況及び基準年度からの削減率

区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
役場庁舎及び 町民ひろば (t-CO ₂)	602	557	521	550	547	738	533	446	471
その他の施設 (t-CO ₂)	824	952	709	838	774	769	708	665	703
全施設合計 (t-CO ₂)	1,426	1,509	1,230	1,388	1,321	1,507	1,242	1,111	1,174
基準年度から の削減率 (%)	基準 年度	5.8%	△13.8%	△2.7%	△7.3%	5.7%	△12.9%	△22.1%	△17.6%

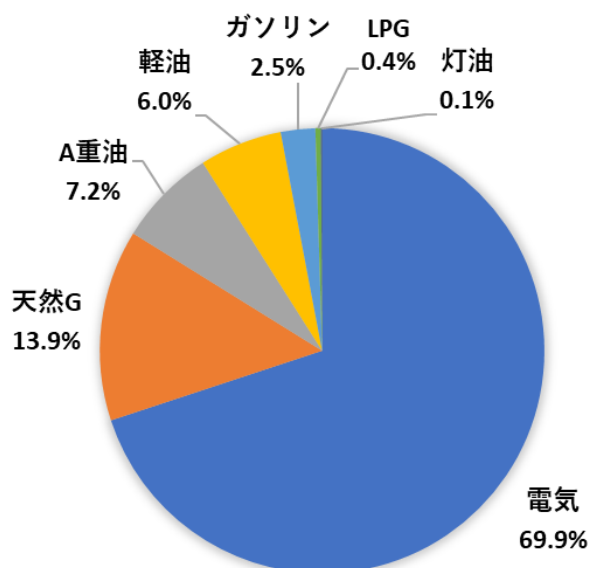
(2) 施設別温室効果ガス排出量の状況（令和3年度）

令和3（2021）年度の施設別温室効果ガスの排出量では、役場庁舎及び町民ひろばが全体の40%を占め、次いで小中学校が19%、給食センター12%、サンスターホール8%となっています。



(3) エネルギー種別温室効果ガス排出量の状況（令和3年度）

令和3（2021）年度のエネルギー種別温室効果ガスの排出量では、電気が全体の69.9%を占め、次いで天然ガスが13.9%、A重油が7.2%、軽油6%、ガソリン2.5%となっています。



4. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえ、坂町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

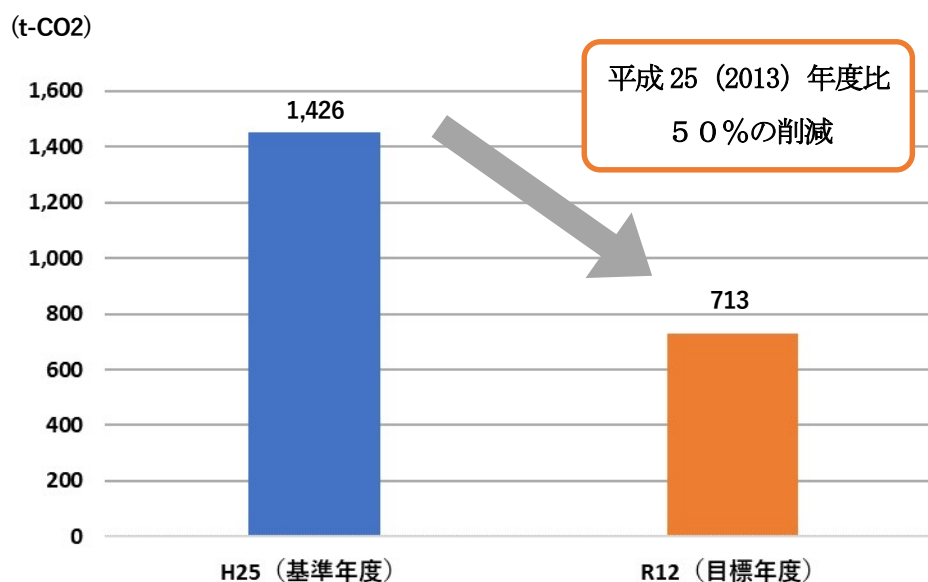
目標年度を令和 12 (2030) 年度とし、基準年度の平成 25 (2013) 年度と比較して、50%削減する目標を設定し、環境への負荷の低減を図ります。

学校、公民館等においても、生徒や施設利用者の増減により電気や燃料などの使用量が変動しますが、排出量削減に向けて努力することとします。

表 5 温室効果ガス排出量の削減目標

平成 25 (2013) 年度	令和 12 (2030) 年度
1, 4 2 6 t-CO ₂	7 1 3 t-CO ₂

温室効果ガス排出量の削減目標



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガス排出量の約7割を占める電気の使用に係る取組を重点的に実施していきます。

(2) 具体的な取組内容

① 公共施設の設備に関する取組

新たに施設の設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備（LED照明等）を導入することで省エネルギー化を推進します。

② 再生可能エネルギーの導入に関する取組

太陽光発電等の再生可能エネルギーが導入可能な箇所について、導入を検討します。

③ 再生可能エネルギー電力の調達に関する取組

調達費用及び電気の安定供給等を考慮し、排出係数の低い電力の調達を検討します。

④ 公用車の更新に関する取組

公用車の更新の際には、環境に配慮した車両に移行していきます。また、普及に合わせ、電気自動車等の低公害車の配備を検討します。

⑤ 環境に配慮した物品等の導入に関する取組

ア 用紙類の購入に関する取組

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進します。

イ 電気製品等の購入に関する取組

- コピー機、パソコン等のOA機器は、国際エネルギースターロゴの表示がある製品又はこれに準ずるエネルギー使用効率の高い機器を選択します。
- コピー機、プリンターは、両面・縮小プリントが可能なデジタル複合機を優先的に選択します。
- 照明機器及び家電製品の購入に当たっては、使用目的・場所・数量などを検討し、省エネルギー型製品を選択します。

ウ 文具・事務用品等の購入に関する取組

- 文具・事務用品等は、原則として、再生品とするとともに、環境配慮型（エコマーク商品やグリーンマーク商品等）を優先的に採用します。
- 紙製事務用品は、再生紙による製品を使用します。
- 詰替・交換式の文具等を採用します。

エ 容器・包装材の購入に関する取組

- 過剰に包装された商品の購入を避け、簡易包装された製品を選択、購入します。

オ その他

- 使い捨て製品の購入を控えます。

⑥ エネルギー等の使用に関する取組

ア 用紙類の使用に関する取組

- コピーは原則として両面印刷とし、用紙使用量を抑制します。
- コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止します。
- ミスコピー紙は、回収ボックスに収集し、再利用します。
- 片面コピー紙は、裏面をお知らせなどの簡易な回覧、新聞切り抜きの台紙やメモ用紙等に再利用します。
- 文書・資料・印刷物・刊行物の部数やページ数は、必要最小限とします。
- ファクシミリは、送信票の使用を控え、本文余白の利用に努めます。
- 行政 DX（書かない窓口・ワンストップ手続・電子決裁等）の推進により、用紙の使用を抑制します。

イ 電気の使用に関する取組

- 昼休憩や晴天時の窓際の照明、廊下・階段等の共用部分の照明、夜間や休日、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯し、使用電力を削減します。
- 会議室、更衣室、トイレや湯沸室などの照明は、使用後は消灯し、使用電力を削減します。
- 昼休憩中のOA機器のスイッチオフやコピー機の省電力（予熱）モードを励行し、長時間席を空ける場合はOA機器のスイッチオフを励行します。
- 土日や祭日など長時間電気機器を使用しない場合は、コンセントからプラグを抜くなど、使用電力の削減に努めます。
- 最寄りの階への移動は、エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用します。
- クールビズ・ウォームビズによる夏季・冬季の省エネ対策に取り組みます。

ウ 燃料（ガス、重油等）の使用に関する取組

- 冷暖房温度は、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に、適切な温度管理に努めます。

エ 車の使用に関する取組

- 急発進、空ぶかしの抑制や経済運行速度（一般道路：40～60km/h、高速道路：70～80km/h）の遵守などにより、公用車のエコドライブを推進します。
- 荷物の積み降ろし、人待ち、待機時は、エンジンを停止するなど、アイドリングストップを実施します。
- 自動車の利用の抑制に努め、積極的な公共交通機関の利用を促進します。
- 会議や説明会の開催通知などで、可能な限り来庁者にマイカーの利用を抑制し公共交通機関を利用するよう呼びかけます。

オ 文具・事務用品等の使用に関する取組

- 文具等は大切に使用し、詰替などにより長期的な使用に努めます。
- フラットファイルなどのファイリング用品等は、再利用します。

カ その他

- 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図ります。
- 紙コップなどの使い捨て製品の使用の抑制を図ります。
- 資料等を発送する際は、過剰な包装をしないよう努めます。
- マイバックの持参を推進します。

⑦ 廃棄に関する取組

ア 省資源・リサイクルの推進に関する取組

- 事務室において発生する紙ゴミは、コピー用紙や段ボールの箱を活用するなどして、分別回収ボックス（コピー用紙・新聞紙・段ボール・雑誌類等）を設け、分別回収を徹底するとともに、個人用のゴミ箱をなるべく少なくするよう努めます。
- 事務室において発生する缶・ビン類等は、既存のゴミ箱を使い分けるなどして活用を図り、分別回収ボックス（スチール缶・アルミ缶・ビン・ペットボトル）を設け、分別回収を徹底します。
- 用紙類は分別して資源ゴミとします。

イ 適正処理・管理に関する取組

- 廃棄物の分別を徹底し、資源化を図り廃棄物の焼却量や埋立量を少なくします。
- 食品ロス削減・フードドライブを推進します。
- OA機器、家電製品や公用車等を処分する時は、引取業者への指導等を通じ、適正処理を徹底します。
- 庁舎内の排水処理施設等の適切な管理を行います。

⑧ 建築物の建設・管理に関する取組

- 既存の施設に関しては、改修時において省エネ改修に努めます。
- 建築物を新規に建築する際は、省エネルギー対策をした設備・建築物とし、温室効果ガスの排出抑制に配慮したものとして整備します。

⑨ 吸収源対策への取組

- 町有林について、健全な森林整備や適切な管理・保全を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能の維持・向上を目指します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

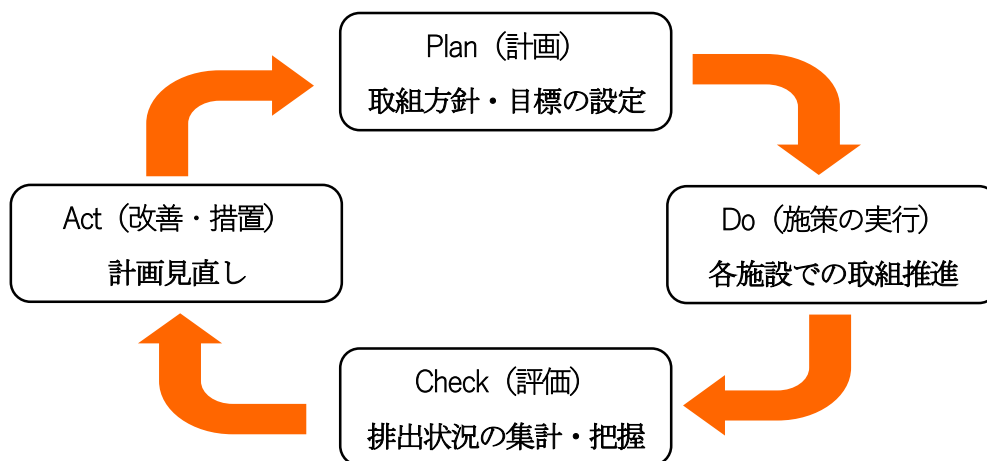
(1) 推進体制

- ① 原則として全施設（役場庁舎、小学校、中学校、公民館等 5頁表3参照）が主体的に取り組むこととします。
- ② 本計画の推進は、環境防災課が総合調整を行います。
- ③ 本計画の実行性を確保するため、各施設に推進責任者を置き、取組状況の把握及び管理、計画の周知徹底を推進します。
- ④ グリーン購入については、物品契約の担当部署において推進するとともに、各職員は積極的に情報提供に努めます。

(2) 点検・評価・見直し体制

- ① 環境防災課を中心として、毎年実行計画の取組状況の把握・点検及び問題点の検討を行い、定期的に評価・見直しを行います。
- ② 各施設の電気使用量、燃料使用量等については、一定の様式で環境防災課に報告します。
- ③ 環境防災課は、各施設からの報告を基に、実施状況を周知します。
- ④ 本計画は、点検の結果、見直しの必要性が生じた場合や、新たな国・広島県の動向など社会情勢の変化等が生じた場合等において、坂町の施設における状況の変化を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

実行計画の点検・評価・見直し体制（PDCA）



(3) その他

- ① 本計画の進捗状況は、坂町のホームページ等で公表します。
- ② 本計画は、地球温暖化を防止するための環境への負荷を削減する取組ですが、電気使用量などの経費節減につながることを踏まえ、整合性をとりながら推進を図るものとします。
- ③ 公共施設内における活動に留まらず、地域や各家庭にこの活動が普及するよう推進するものとします。